

松 山 大 学 論 集
第 27 卷 第 6 号 抜 刷
2 0 1 6 年 2 月 発 行

加藤彰廉と松山高等商業学校（上）

川 東 暉 弘

加藤彰廉と松山高等商業学校（上）

川 東 埤 弘

目 次

はじめに

1. 誕生・少年時代
2. 大阪遊学時代
3. 東京大学時代
4. 文部省・大蔵省官吏時代
5. 山口高等中学校教諭・教授時代
 - 1) 山口高等中学校時代の彰廉
 - 2) 寄宿舎騒動事件
6. 広島尋常中学校長時代
7. 市立大阪商業学校教頭・校長時代
8. 市立大阪高等商業学校長時代（以上、本号）
9. 衆議院議員時代（以下、次号）
10. 北予中学校長時代
11. 松山高等商業学校長時代
 - 1) 私立松山高等商業学校創立にむけて
 - 2) 松山高等商業学校設立
 - 3) 晩年の加藤彰廉
 - 4) 加藤彰廉校長の功績

おわりに

は じ め に

本稿は松山高等商業学校創立の三恩人の一人である加藤彰廉初代校長の生涯とその功績について考察するものである。加藤彰廉（以下、彰廉と略）の研究については、既に、本学教員の手による星野通編『加藤彰廉先生』（加藤彰廉

先生記念事業会、昭和12年3月)が刊行されているが、その後、大淵利男「明治期における加藤彰廉の財政論について」(日本大学『政経研究』第23巻第1号、1986年)が彰廉の経済学・財政論を考察し、三好信浩『日本商業教育発達史の研究』(風間書房、2012年)が、代表的商業教育家10人の1人として彰廉を紹介しているぐらいで、深められた研究がほとんどなされていないのが現状である。

彰廉研究の決定本は、星野通編『前掲書』である。同書は、幼少の頃、大阪遊学時代、東京大学時代、官僚時代、山口高等中学校時代、広島尋常中学校長時代、大阪商業学校時代、大阪高等商業学校時代、代議士時代、北予中学校長時代、松山高等商業学校長時代、終焉前後、と多岐にわたる生涯を追想録・追想談も交えながら、生き生きと叙述した好著であるが、現時点では、同書にもいくつかの点で一種の限界、問題がある。例えば、まず、東京大学時代の彰廉について、不正確・不十分さが見られる。すなわち、大学時代の彰廉の勉学面のことがほとんど述べられていないし、また、東京大学への編入年月に間違いがある。ついで、文部省・大蔵省の就職時代についてはわずか7行にすぎず、また、この時期、専修学校(専修大学の前身)で理財学(経済学)を講義したことが一切述べられていない。総じて、彰廉の大学時代とその後の就職期に、彰廉が何を学び、何を研究したのかが全く欠落している。ついで、彰廉は大蔵官吏をやめ、明治21年に山口高等中学校へ赴任するが、その赴任期日が不明であり、また、26年に同校で生徒のストライキ事件が発生するが、十分に解明されていない。その後、彰廉は広島尋常中学校長をへて、商都大阪に行き、市立大阪商業学校、大阪高等商業学校の教授、校長を20年近く務めるが、この時代の彰廉の残した文章の探索が十分なされておらず、その思想、商業教育論、経済学にかんする考え等の考察が不十分である。また、彰廉は、大正4年2月15日に大阪高等商業学校長を辞任するが、その辞任理由が具体的に解明されていない。さらに、人生最後の仕上げである松山高等商業学校時代にかんしても、不十分さ、不正確さが見られる。編者である星野通らの学校であるに

も関わらず、松山高商の設立経緯についての史実確認が十分なされておらず、また、松山高商の文部省への「設立申請日」（大正11年12月26日）を文部省の「認可日」と誤認していたり（なお、認可日は大正12年2月22日）、さらにまた、第1回卒業式（大正15年3月8日）に彰廉校長が校訓「三実主義」（実用・忠実・真実）を発表したのに、その記述、説明を全く欠落しているなど、いくつかの不備、欠陥が見受けられるのである。

本稿では、さらに史料を探索し、星野通編の『前掲書』の問題点をただし、加藤彰廉先生の生涯につき正確さを期し、その功績を改めて評価せんとするものである。

1. 誕生・少年時代

彰廉は、文久元年12月27日（1862年1月26日）、伊予・松山藩士の江戸詰めの家臣・宮城正脩の次男として、江戸愛宕下にて生まれる。幼名は錠之助または錠吉である。父の正脩は松山藩では槍の師範として知られていた。

彰廉が生まれた前後のころは、幕末の疾風怒濤の時代であった。安政5（1858）年に日米通商条約が締結され、動乱が始まった。安政6（1859）年に安政の大獄、万延元（1860）年に桜田門外の変、文久元（1861）年に和宮降下、文久2（1862）年に坂下門外の変、文久3（1863）年に長州藩の外国船砲撃、奇兵隊結成、薩英戦争、8月18日の政変と続き、元治元（1864）年に禁門の変、第1次長州戦争による長州藩の敗北、慶応2（1866）年に薩長同盟が締結され、第2次長州戦争による幕府軍敗北、等々と続いた。親藩の松山藩は第2次長州戦争時の周防大島の戦いで長州軍に惨めに敗北した。その年、藩主のお国人に従い、宮城正脩も彰廉も江戸から松山に移った¹⁾

慶応3（1867）年に入り、第15代将軍徳川慶喜は10月14日に大政奉還を行ない、12月9日、王政復古の大号令が発せられ、明治新政府が誕生した。

1) 星野通編『加藤彰廉先生』加藤彰廉先生記念事業会、昭和12年3月、1～2頁。

しかし、旧幕府軍が反発し、慶応4（1868）年1月3日に戊辰戦争（～4日）がおこり、幕府軍は敗北し、松山藩は朝敵となった。そして、藩主・松平定昭は常信寺に恭順、謹慎した。

このような、幕末・維新期の激動期に彰廉は少年時代を松山で送った。

明治元（1868）年、彰廉6歳であり、藩校明教館に入り、四書五経を学んだ。

明治4（1871）年、廃藩置県が行なわれ、松山藩は松山県となった。このとき彰廉は9歳。次男であった彰廉は跡継ぎのいなかった加藤彰家の養子となった。養子先の加藤彰家は松山藩の槍の名手として有名であった。なお、養父は後、五十二銀行の二代目頭取になる人物であった。入籍当時の彰廉の状況について、星野通編の『前掲書』は次のようなエピソードをのせている。

「この加藤家入籍の当時は、先生は十一歳であったが、まだ極めて小さく、加藤家に行くとき人力車に乗っていったが、その頭がうしろから見えなかったとかいふやうな話がある。当時の先生は髷を切っていたが、刀はまだ所持していて、子供のこととて刀を腰に差したり、また手に持って遊んだりしていたといふ」²⁾

明治5（1872）年8月学制が頒布され、松山でも小学校が設立され、10月に勝山学校が開校し、彰廉も転校した。小学校時代の彰廉の記述は貧弱で、星野編の『前掲書』は次のような一文を載せているだけである。

「ここでは主として習字を習ったのである。俗に習字科といはれたもので、当時習字科の教師としては伊藤、高橋の両師があり、先生は伊藤師匠に、また先生の友達であった村井知至氏などは高橋師に教はったのである。当時この習字科の生徒が持つことを誇りとしたものに柳条の筆といふ

2) 同、3頁。

のがあったが、先生はこの筆を持っていて、友達仲間の羨望の的であったといふ。また、当時の習字科の生徒には、上級生が下級生をいぢめる弊風があったが、先生は決してそんな悪戯などせず、休みの時間はよく庭の大きな樹の下に佇んで、みんなの遊び戯れるのをヂッと微笑して見ていたという³⁾

このように、彰廉は優秀でおとなしい性格であったようだ。

2. 大阪遊学時代

明治7（1874）年、彰廉は従兄の平井重則とともに、三津から和合丸にのり、大阪に出て、川口の与力町にある私立の英語学校に入学した。養父彰の計らいによるものであった。この年、彰廉12歳。同学校は西洋人の経営による宗教学校で、校長はウイリアム。教員の多くはアメリカ人で、モリス、ラニング、クインベの3先生から英語を初めて学んだ。生徒は60、70人いた。そして、ここで彰廉は洗礼を受けた。子供の頃から物云わぬ方で、性質は「外柔内剛」、養父母に対し極めて従順で、口返答したことがないという⁴⁾

明治9（1876）年、彰廉は官立の大阪英語学校（なお、12年に大阪専門学校と改称）に入学した。同学校は理学と医学科があり、彰廉は養父の勧めで医学科に入り、解剖などを勉強した。しかし、「これは養家の勧めに従ったままで…この方面はどうも先生の志に副はず、いささかもて余り気味⁵⁾であったという。

なお、この大阪専門学校時代の友人に、添田寿一（後、東大を出て、大蔵次官等を歴任）、林権助（後、東大を出て、外務官僚、駐韓公使となり、対韓、対露強硬外交を推進、第1次日韓協約、第2次日韓協約を主導し、韓国保護国

3) 同、6頁。

4) 同、7、194、195頁。

5) 同、9頁。

化を推進した人物)等がいる。また、この大阪専門学校時代に、彰廉は剣道をたしなみ、同校剣道部を創設したという。後、彰廉は剣道を学生に勧めた。

明治13(1880)年12月、大阪専門学校の組織替えがなされ、大阪中学校への名称替えと同時に、医学科のものを東大医学部に、法文理のものも東大に送り、残りのものを英語中学生とした。この組織替えの機会に彰廉は転身を考え、東京に出ることを決めた⁶⁾。

3. 東京大学時代

明治14(1881)年、彰廉は東京大学文学部第1科の哲学・政治学及理財学科に編入した。星野通編『前掲書』では、「(先生は)明治十四年東京大学文学部政治学理財学の科を選んでその二年へはいった。これは先生が大阪で大学の一年に相当する課程を終わっていたからである」⁷⁾と述べている。ただ、この記述には、編入の月日の明示がなく、また、2年編入というのは間違いであろう。私は彰廉が東大に編入した時期は、2年からではなく、1年の後期からであると思う。というのは、当時、東京大学は1学年を前後2期にわけ、前期を9月11日より翌年の2月15日まで、後期を2月23日より7月10日までとっていたこと⁸⁾および、大淵利男氏が論文「E・F・フェノロサの『理財学講義』とわが国財政学の発展」のなかで、明治13年度(13年9月～14年7月)の東大文学部第1科の1年の履修生として、18名の名をあげ、そのなかに、彰廉の名前があるからである⁹⁾。したがって、彰廉は、明治14年の2月23日、1学年の後期に編入したものと考えて間違いのないであろう。このとき彰廉は19歳であった。

なお、当時の東京大学(明治10年4月創立)は法・文・理・医の4学部か

6) 同, 9, 10頁。

7) 同, 10頁。

8) 大淵利男「E・F・フェノロサの『理財学講義』とわが国財政学の発展」(日本大学法学会「政経研究」第二十一巻第一号, 昭和59年4月), 4頁。

9) 同, 10頁。

らなり、文学部は第1科史学・哲学・政治学科と第2科和漢文学科の2学科が置かれ、第1科の中に「経済学」が3年次配当として置かれていた。だが、明治12年9月18日に文学部の学科組織が改編され、第1科は哲学・政治学及び理財学科、第2科は和漢文学科となり、第1科から「史学」が削除され、新たに「理財学」が加えられた。そして、従来の「経済学」は「理財学」と改称された。そのような、学科改編後の14年2月末に、彰廉は1年の後期に第1科に編入したのである。ところが、その半年後の14年9月15日、さらに文学部の改編がなされ、3学科制となり、第1科が哲学科、第2科が政治学及理財学科、第3科が和漢文学科となった。このように、彰廉が2年生になったとき、理財学は第2科に属することになった。そして、理財学の講義時間が著しく増加した。第2科の授業科目は、第2年「理財学1年間毎週4時」、第3年「理財学（理財学・日本財政論）1年間毎週4時」、第4年「理財学（理財学・日本財政論）1年間毎週4時」（なお、3、4年次の理財学は毎週3時間、日本財政論が毎週1時間）となっており、彰廉は2年～4年にかけて「理財学」をみっちり学んだようである¹⁰⁾

そして、理財学の教授は、お雇い外人として有名なアーネスト・フェノロサであった。フェノロサは、明治11年8月に赴任し、19年8月まで8年間、政治学・哲学・理財学・論理学などを講義し、彼は、東京大学における最初の唯一の経済学の教授であった¹¹⁾ 彰廉の東大在学時代が明治14年2月23日から17年7月10日までなので、在学中、フェノロサの各種の講義を存分に聴いていたことは間違いない。なお、明治14年9月15日の学科編成と理財学の講義増加に対応して、同年8月に大蔵省書記官の田尻稻次郎が囑託となり、田尻が第2学年を、フェノロサが、3、4年生の理財学を講義した。だから、彰廉は2年の時田尻稻次郎から、3、4年でフェノロサから理財学を学んだものと思われる。なお、日本財政論は市川正寧、佐伯惟馨、渋沢栄一などが担当してお

10) 同、6～8頁。

11) 同、8～14、17頁。

り、かれらから学んだものと思われる¹²⁾

フェノロサの理財学の講義内容については、大淵氏が前掲論文で詳しく紹介している。それによると、2学年では、理財学の本旨を十分に通曉せしめるために、十分に講義を行ない、教科書はフォーセットの『理財学』、ミルの『経済学原理』、ロッシェルの『理財学』などを使用した。3学年では通貨及び銀行論の講義を行ない、教科書は、マクラウドの『銀行の理論と実際』、ジェボンズの『貨幣論』、ウォーカーの『貨幣論』、ゴッシェンの『外国為替論』などを使い、4学年では、労力、租税、公債論の講義を行ない、教科書は、バクスターの『英国租税論』『国債論』、マカロックの『租税・公債論』、ゴッシェンの『地方税論』『租税論』、ソールトンの『労働論』、バイルズの『自由貿易弁』、バステアの『保護税弁妄』、サムナーの『アメリカ保護貿易史講義』など、幅広く欧米の最新の理財学を教えたようである。そして、フェノロサの理財学は基本的にジョン・スチュアート・ミルの『経済学原理』（1848年）を基調としていたことが明らかにされている¹³⁾ だから、彰廉もフェノロサからミルの経済学を多く学んだことがわかる。

また、東大時代の彰廉の研究活動について、星野通編の『前掲書』では当時、東大文学部の寄宿舎内に「十三社」という学生の学術研究親睦団体があり（十三社とは明治13年度に入学の意味と思われる）、社員に入江金治、原田権平、林権助、浜田健次郎、春日秀朗、添田寿一、土子金四郎、中川恒次郎、平沼淑郎、等々があり、毎月2、3回研究演説会を開き、彰廉も明治16年2月26日に「理財学の解」と題し、講演したことが紹介されている¹⁴⁾ 若者たちが、活発に研究発表していたことがうかがわれ、彰廉が早くも、理財学の権威として登場していることがわかる。

12) 同、19頁。なお、日本財政論の担当については、大淵利男「E・F・フェノロサの『理財学講義』とわが国財政学の発展 再論」（日本大学法学会「政経研究」第二十二巻第一号、昭和60年4月）、17～18頁より。

13) 同、19～32頁。

14) 星野通編『前掲書』12頁。

研究以外での彰廉は、部活に熱心であったようで、星野通編『前掲書』は、次のようなエピソードをのせている。

「当時の東京大学は、のちの帝国大学と比べて、整はぬことが多かった代り、それだけ面白いところもあったやうで、学生には運動場で野球をしたり、相撲をしたりするのがあり、その関係者が少なくとも、すこぶる熱心であったといふ。もちろん今日のやうにスポーツが盛んであったのではないが、ボートレースなども、隅田川でよく漕いだもので、先生は平沼淑郎氏や阪谷芳郎男あたりと、古ボートを漕ぎ廻った。また大学時代に先生は柔道もやったもので、相棒はやはり阪谷男などであった。なんでも湯島に井上といふ柔道の師範があつて、先生はよくそこへ通つた。

当時の大学の寄宿舎は、規則が極めて厳重で、先生はちやうど維新と同時松山を引揚げた実家が神田にあつたので、時々は同家に行つて一泊することがあつたが、帰るときには必ず外泊証明書を必要としたものである。当時の大学生には制服といふものがなく、服装はまちまちで、先生はいつも和服を着ていた」¹⁵⁾

明治 17 (1884) 年 7 月 10 日、彰廉は東京大学文学部政治学及理財学科を卒業した。同時に卒業したのは、次の 12 名であつた¹⁶⁾

阪谷芳郎、平沼淑郎、添田寿一、久米金弥、土子金四郎、杉江輔人、浜田健次郎、藤山裕二、原川権平、中川恒次郎、春日秀朗、加藤彰廉。多くは、官僚や学者になっている。例えば、阪谷芳郎は大蔵次官、大蔵大臣、東京市長、貴

15) 同、11～12 頁。また、同書に阪谷芳郎が彰廉の大学時代の追想談を載せている。そこで、彰廉はボート、柔道、乗馬などをよくしたこと、彰廉は大変おとなしく穏やかな人で、学問好きな人、議論家ではなかつたが、自分の主張を曲げない立派な人格者であつたこと、身体は弱かつたが武道をよくしたことなどを紹介している（同、106、107 頁）。

16) 大淵利男「E・F・フェノロサの『理財学講義』とわが国財政学の発展 再論」（日本大学法学会『政経研究』第二十二巻第一号、昭和 60 年 4 月）、50 頁。

族院議員，専修大学学長。平沼淑郎は市立大阪商業学校長，早稲田大学学長等。添田寿一は大蔵次官，台湾銀行総裁，日本興業銀行総裁，鉄道院総裁，貴族院議員。久米金弥は逓信省通信局長，農商務省次官等。土子金四郎は東京高商教授，等々。

4. 文部省・大蔵省官吏時代

明治17(1884)年7月18日，彰廉は文部省御用掛を拝命し，普通学務局に勤務した。22歳の時である。だが，その3カ月後の10月18日，彰廉は大蔵省御用掛に転じ，主税局編輯課に勤務した。理財学に通じていたためであろう。そして，19(1886)年1月18日には二等主税属に任ぜられた。

彰廉は大蔵官吏を務めながら，専修学校(専修大学の前身)で非常勤講師をつとめた。星野編の『前掲書』では，このことについて一切書かれていないが，当時，史料がなかったためであろう。そして，彰廉が専修学校でなぜ講義するようになったのか。それは，大蔵省の上司である田尻稻次郎の推薦であると思う。田尻稻次郎は嘉永3年薩摩藩士の家に生まれ，慶応義塾，大学南校などで学び，藩の貢進生として明治4年米国に留学し，エール大学・大学院で財政経済を学び，学位を取得後，明治12年8月帰国した。翌13年1月福沢諭吉の推薦で大蔵省に入省し，官吏のかたわら，同年9月の専修学校の創立に加わり，同学校経済学科の教授を務めた。また，明治14年8月からは東京大学で理財学の講師もつとめる専門家であった¹⁷⁾。彰廉は大学2年のときに田尻から理財学を学び，さらに，彰廉が大蔵省入りしてからは，彰廉の上司として，さらに親しくなり，彰廉の経済学の素養を見ぬき，自分が創立に加わった専修学校の理財学の講師を紹介したものと推測する。

彰廉の専修学校での科目は「応用経済学」と「租税論」であった。大淵利男「明治期における加藤彰廉の財政論について」¹⁸⁾によると，彰廉は専修学校第

17) 白井勝美他編『日本近現代人名辞典』吉川弘文館，2001年，等より。

18) 日本大学『政経研究』第23巻第1号，1986年。

1年級で「応用経済学」を教え、3年級で「租税論」を教授したという。そして、それぞれ、講義筆記が刊行されている。「応用経済学」は明治20年4月29日の発行となっている。だから、彰廉はおそらく明治19年度の前期（明治19年9月～翌年2月）に1年生に講義したものと考えられる。「租税論」は3年生の対象の講義で、発行年月不明であるが、大淵は明治21年10月から22年9月と推定しているが、21年9月17日には、彰廉は山口高等中学校教諭に赴任しているので、私はこの「租税論」は20年度（20年9月～翌年7月）に3年生に講義したものと推定しておきたい。

さて、彰廉が1年生に講義をした「応用経済学」（文学士加藤彰廉講述 高雄馬一郎筆記）の目次は次の通りである。

「第一編 生産上并ニ分配上ニ及ホス社会進歩ノ影響

第一章 富ノ増殖ノ通性

第二章 生産商業ノ進歩及ヒ人口増加ハ価格并ニ物価ニ如何ナル影響ヲ及ホス乎

第三章 地代利益及ヒ賃銀上ニ及ホス社会進歩ノ影響ヲ論ス

第四章 利益ノ最下点ニ低減スル傾向ヲ論ス

第二編 政治ノ影響

第一章 政府ノ職務ヲ論ス

第二章 租税総論

第三章 直税

第四章 物品税

第五章 政府ノ普通ノ職務ヲ生スル経済上ノ結果ヲ論ス

第一節 相続法

第二節 長子相続法

第三節 平等分配法

第四節 合資会社法

- 第五節 合資会社ノ種類
- 第六節 破産法
- 第六章 謬説ニ出テタル政府ノ干涉
 - 第一節 自国ノ産業ヲ保護スル事
 - 第二節 利子制限法
 - 第三節 独占事業
 - 第四節 勞力者ノ同盟ヲ禁スル法律
- 第七章 放任主義及其範圍
 - 第一節 干涉非干涉論
 - 第二節 干涉論の反対説
 - 第三節 放任主義の範圍
 - 第四節 結論¹⁹⁾

彰廉のこの講義「応用経済学」は、イギリスの経済学者・ジョン・スチュアート・ミル（1806～1873）の『経済学原理—およびその社会哲学へ為せる応用』（第一版1848年、第七版1871年）の一部の抄訳である。

すなわち、ミルの『経済学原理』の目次は次の如くである（春秋社、戸田正雄訳、昭和14年より）。

「序説

- 第一編 生産
- 第二編 分配
- 第三編 交換
- 第四編 社会の進歩が生産および分配に与ふる影響
 - 第一章 富の増進状態の一般特性

19) 加藤彰廉の講義を学生が筆記し、専修大学が出版したもの。この講義録は松山大学法学部の服部寛准教授が探索したもので、氏に感謝申し上げる。

- 第二章 産業および人口の増進が価値および価格に与ふる影響
- 第三章 産業および人口の増進が地代・利潤および労賃に与ふる影響
- 第四章 利潤がその最小限度に達せんとする傾向
- 第五章 利潤が最低率に達せんとする傾向の帰結
- 第六章 停止状態
- 第七章 労働階級の将来
- 第五編 政府の及ぼす影響
 - 第一章 政府の一般職能
 - 第二章 租税の一般原則
 - 第三章 直接税
 - 第四章 消費税
 - 第五章 その他の諸税
 - 第六章 直接税と間接税との比較
 - 第七章 国債
 - 第八章 政府の普通の役目とその経済的效果
 - 第九章 前題のつゞき
 - 一、相続法
 - 二、長子相続の法律・慣習
 - 三、世襲財産
 - 四、遺産の均分を強制する法律
 - 五、組合法
 - 六、有限責任の組合。特許会社
 - 七、合資会社
 - 八、破産に関する法律
 - 第十章 謬説に基づける政府の干渉
 - 一、自国産業保護説
 - 二、利息制限法

三、商品の価格を規定せんとするの試み

四、専売

五、労働者の結合を禁ずる法律

六、意見またはその発表に対する制圧

第十一章 自由放任主義の根拠と限界

一、政府の干渉を分って権柄的なものと、非権柄的なものとする
ことができる

二、政府の干渉に対する反対。曰く、干渉そのもの乃至はその徴収の
強制的なること

三、曰く、政府の権勢の増大

四、曰く、政府の仕事や責任の増大

五、曰く、私営の場合に於てはその事業に強き利害関係あるため能率
たかし

六、曰く、民衆の間に共同行為をなすの習慣を養ふことは大切である

七、自由放任主義を以て一般原則とすべし

八、たゞし、多大な例外的場合がある。曰く、消費者にして商品を十
分に評価し得ざる場合。教育

九、曰く、人が他人に権力を揮ふ場合。幼少者の保護。下等動物の保
護。たゞし、婦人はこの部類に入らない

一〇、曰く、永久的契約の場合

一一、曰く、個人がその代表者を以て経営せしむる場合

一二、曰く、利害関係者の要望を遂行するに国家の干渉を必要とする
場合。たとへば、労働時間の如き、また、植民地の土地の処置
の如き

一三、曰く、当事者以外の人々のために事を行なう場合。救貧法

一四、植民

一五、そのほかの色々な例

一六、私営を適当とする場合に於ても、この私営者にあらざるときは、政府の干渉が必要であろう」²⁰⁾

このように、彰廉の「応用経済学」講義は、ミルの『経済学原理』のうち、第四編の「社会の進歩が生産および分配に与ふる影響」と第五編の「政府の及ぼす影響」の内容とほぼ同様であることがわかる。だから、彰廉は東大時代にフェノロサからミルの経済学を学び、その後もミルの研究を続け、学生にミル経済学を教えたものと考えられる。

ところで、ミルはスミス・リカードを受け継いだ自由主義経済学の最後の代表者である。だから、彰廉もミルと同じく、国家の経済への干渉、保護貿易論を退け、自由主義経済と自由貿易論を受け継いでいる。彰廉は講義のなかで、「(政府の干渉の謬論について) 最モ著明ナルモノヲ自国ノ産業ニ保護ヲ与フルノ説トス。其意内国ニ於テ生産シ得ヘキ外国品ニハ重税ヲ課シテ其輸入ヲ禁シ、若クハ之ヲ衰退セシメ内国ノ産業ヲ發達セントスルニ在リ。蓋シ其論ハ内国ノ生産品ヲ購買スルヲ以テ国ノ利益トナシ、外国ノ物品ヲ購買スルヲ以テ国ノ損耗トナス故ニ、内国品ニ比シテ其価廉ニ其品質良好ナル外国品ヲ購求スルヲ以テ其利益トナス所ノ消費者ト公衆トハ互ニ其利益ヲ異ニスト云ハサルヘカラズ。

然リト雖モ外国貿易ノ理ニ拠リテ之ヲ見レハ、外国品ノ輸入アルハ必ス其国ニ利益アル故ニシテ、従前ヨリモ少シノ労力費ト資本トヲ以テ以前ト同額ノ貨物ヲ得ルトキニアラサレハ、外国品ノ輸入ハ起ラサルナリ。是故ニ此輸入ヲ禁止シ又ハ租税ヲ課シテ之ヲ防止スルハ一國ノ労力并ニ資本ヲシテ其効驗ヲ薄カラシメ國ノ損失ヲ招クモノナリ。而シテ其損失ノ高ハ内国品ノ價格ト外国品ノ價格トノ差トス。人或ハ曰ク、此價格ノ差ハ内国品ノ製造者ノ益、即チ國ノ利益トナルニアラスヤ、否ナ然ラサルナリ。何トナレハ其製造者ハ物品ヲ高価ニ

20) ジョン・スチュアート・ミル『経済学原理』戸田正雄訳、春秋社、昭和14年。

販売スレトモ其之を製造スルヤ多クノ労力ト資本トヲ費スヲ以テ、決シテ余分ノ利益ヲ生セサレハナリ。(中略)輸入増加スルトキハ又之ニ応スル丈輸出増加スヘシ、左レハ自由貿易ノ為メ従来保護ヲ受ケ居タル其物品ノ製造ハ一朝ニシテ輸入品ノ為メ圧倒セラレ、之ヲ廃止セルモ、之ニ使用セラレタル資本及ヒ労力ハ輸入ノ増加ニ応スルタメ内国ニ適当ナル他ノ産業ニ使用セラレ、決シテ之カ使用ノ途ヲ失フコトナシ²¹⁾と述べている。

以上の如く、まことに、彰廉はミルと同様、自由貿易論者であり、自由主義経済論者であったといえる。

しかし、ミルは単純な自由主義経済・自由放任論ではなかった。スミス・リカードの時代と違って、1830年、40年代の資本主義の矛盾をも見ていた。周知の如く、スミスも一定程度国家の経済への干渉－国防費、元首の経費、司法の経費、公共事業、教育や宗教－を認めていたが、ミルの『経済学原理』の第五編第一章の八以降にみられるように、自由主義経済の例外として、スミス以上に多くの分野で政府の干渉も認めていた。ミルが政府の干渉を認めた分野は、①教育、②幼少者、下等動物の保護（婦人を除く）、③永久契約の解除－人生の最も重要な契約である結婚も十分な理由がある時は解除を認める、④ガス、水道、清掃、道路、運河、鉄道、⑤労働時間、植民地の土地処置、⑥救貧法、⑦植民、⑧その他－地理的科学的探検、灯台の建造、科学研究、灌漑、病院、学校、印刷所等々である²²⁾

彰廉の『応用経済学』も自由主義の例外として、政府の干渉を認めていた。彰廉が人民の幸福の増進、世の開化、国の安寧独立のために必要な干渉として、挙げている分野は、①教育、②幼者・不能力者の保護、③人民がなす場合よりも政府が行なった場合が良い事業－合資会社、④労働者保護－一日の労働時間を10時間より9時間に制限すること、⑤社会事業－慈恵事業、貧困救助等、⑥その他－結婚、植民、学術奨励、道路、港湾、疏水、給水、病院、学校

21) 加藤彰廉『応用経済学』126～128頁。

22) ジョン・スチュアート・ミル『経済学原理』5, 262～305頁。

の建設等である²³⁾それは、ミルの事例と殆ど一致していた。

以上、彰廉はミルの自由主義経済論、自由貿易論を受け継ぎ、また、ミルと同様、単純な自由主義論者ではなく、例外も認め、人民の幸福のため必要な干渉も認める、経済学者であったようである。ただ、このミルの自由貿易論は、例外として植民地領有や移民事業を認めていた。研究課題であるが、それは、ミル自身がイギリスの東インド会社につとめていたことが関係していたのかも知れない。また、当時のイギリス資本主義の対外武力侵略・植民地化（1840～42年の中国でのアヘン戦争、56～60年のアロー号事件に伴う第2次アヘン戦争、1853～56年のクリミア戦争、1857～59年のインドセポイの反乱への鎮圧によるインド支配強化など）の現実の反映でもあるかもしれない。

5. 山口高等中学校教諭・教授時代

1) 山口高等中学校時代の彰廉

明治21（1888）年9月17日、大蔵省勤務の彰廉は俄かに転向して、山口高等中学校教諭に転じた。それは文部省専門学務局長・浜尾新が山口高等中学校長河内信朝に推薦し、就職できたものであった。年俸は800円であった²⁴⁾山口高等中学校は、中学校令にもとづき設置された、第一高等中学校（東京）、第三高等中学校（大阪、後、京都に移転）につぐ全国3番目の名門校である（後、山口高等商業学校になる）。なお、山口への赴任期日について、星野通編の『前掲書』には不明であったが、『山口高等商業学校沿革史』（1940年）により、9月17日であったことが判明した²⁵⁾

彰廉が官僚をやめ、地方教育界に転じたのは、星野通編の『前掲書』によると、洋行の機会が与えられるという話があったこと、並びに病弱で医師から養生を勧められたことが理由でないかと推測されている²⁶⁾

23) 加藤彰廉『応用経済学』156～163頁。

24) 星野通編『前掲書』14, 140, 141頁。

25) 『山口高等商業学校沿革史』1940年, 222頁。

26) 星野通編『前掲書』, 15～16頁。

彰廉の山口高等中学校での担当科目は、倫理、歴史、哲学、英語、政治地理、理財学などであり、同僚教員として、隈本有尚、実吉益美、堅田少輔、井原百介、頓野広太郎、土井助三郎、谷本富などの諸氏がいた²⁷⁾

山口高等中学時代の彰廉の教授ぶりについて、星野通編『前掲書』は、次のように述べている。

「先生の教授ぶりは、極めて温厚且つ熱心な良師とし、同僚並に生徒間の信望を集めた。しかも先生は外面の柔に似ず、内に頗る烈々たる気魄を蔵し、一たび決然として所信に邁進するや、断じて屈せざるの慨があり、加ふるに友誼に厚く、信義を重んずる」²⁸⁾

このように、彰廉は、温厚で人望があり、外柔内剛、信義をおもんずる性格をいかんなく發揮していたと見られよう。

そして、明治23(1890)年10月15日、彰廉は山口高等中学校教授に昇格した。

ところで、彰廉が山口高等中学校教授時代に何を研究していたのかは書かれた論文や資料がなく、残念ながら不明である。ただ、同教授時代の学生向けの講演として、①「経済上学生の義務を論ず」、②「日本は世界第一の国なり」、③「地理上より観察せる欧州将来の形勢」の3論考が残っていて、彰廉のこの時期の思想の一端が判明するので、紹介しておこう²⁹⁾

①の「経済上学生の義務を論ず」の太要は次の通りである。

「我国はアジアの東隅に孤立する島国にあらず、諸列強と対等の権を有する一帝国である。然るに封建時代の長眠のため、世界の大勢に後れ、諸

27) 同、15～16頁。

28) 同、18頁。

29) 同、360～375頁。カタカナ文をヒラガナ文にして、要約した。

列強に対峙し、我が国権の伸張をはかる事が出来ていないのは痛恨の極みである。されば、3,900万の同胞は農民、商工業者たるとを問わず、教育者、学生たるを問わず、我帝国の独立を維持し国権の伸張に尽くさねばならない。それは富国強兵、即ち、陸海軍を拡張し、国民の愛国心を喚起し、政治法律を整備し、農業、商工業を振興し、教育を振興することである。そして、これらに先だつものは資本である。我国をして富強ならしめるものは資本である。兵法に曰く、己を知らざるものは危うしと。予は之を借りて我国学生のためにいう。我国の資本は諸外国に比して極めて少なく、下位にある。イギリスの所得税は7,877万5,000円であるに対し、我国は53万5,994円に過ぎない。現今の我国は少しでも資本の多からんことを必要としている。資本を殖やすに二法あり。一つは積極的に有利な産業に投下すること、二つは消極的にして資本を無益に消耗しないことである。第二の法を等閑にするもの多いが、決して第一の法に譲らない程重要である。然るに、世人これを等閑し、驕奢逸楽し資本を浪費し、また、消費のみして生産をなさざる学生の中に修学の資本を無益の遊楽に空費するものがあるが、如何なる心ぞ。よって我国学生たるものは、父兄が豊かに学資を供するからといって決して遊楽無益のことに空費すべからず、学生たるものはできるだけ学資を節約し、もって父兄の家を富まし、国を富まさねばならない。これ、小にして学生の父兄への義務であり、大にして国家に対する義務である。勉めよ学生、勉めよ学生」

②の「日本は世界第一の国なり」の大要は次の通りである。

「近頃西洋の文明が入り来たりて、西洋は富国で強国だが、日本は貧国で弱い、劣等国であるとかの観念が国民の間に満ちて居るが、私は決してそのように思わない。日本は小なりと雖も独立国であり、2,500年の旧国であり、4,000万人の人口を有し、40万の常備兵、300の軍艦を有する国

であり、高慢になる必要はないが、妄りに西洋を尊び、我国を自ら卑下すべきでない。我が国力は、後来世界第一等の国となる形勝を備えるものなりと信じる者である。経済と地理との関係について述べよう。経済学上、物の生産は一国の地形地勢の影響を受けること極めて大である。経済学上、物を生産するに三つの要素が必要である。即ち、外界の力、労力、及び資本である。この三要素の力増進すれば国の富自ら増進する。外界の力とは土地であり、山であり、川であり、海である。また、風雨寒暖の気候である。土地がなければ生産が出来ない、気候がよくなければ生産が出来ない。そして、資本と労力がなければ生産が出来ないのである。外界の力は自然の恩恵にして、人力で容易に増加できない。だから、資本と労力を各国同一と仮定するとき、経済上、この外界要素を多く付与された国は他国より利益多き国である。そして日本は経済的地理上最上の地位にあると私は思う。

地理と経済との関係について大要を述べると、地理は、一、気候、二、地質、三、地形の三つからなっている。我国は温帯にあり、且つ四季の変化もあり、熱帯や寒帯地方に比べて、遥かに自然の利益を受け、生産力が高い。土地は狭いが、土性、地味は良好である。また、地形は平野に富み、山岳に富み、山間の溪谷は平坦であり、海岸は湾曲して往来交通に便利であり、大洋、内海共に具備して、海産物豊富である。だから、やたらに西洋に心酔し、妄りに外国を恐れる必要はない。否、日本は世界最良の地勢を有する国、世界第一等の国である。しかし、開国浅く、未だ天賦の資源を開発しておらぬ。然れども我国固有の智力と労力を費やして天然資源を開発するならば五十年を出でずして我が帝国が世界第一の国になることが出来よう。勉めよ諸君」

③の「地理上より観察せる欧州将来の形勢」の大要は次の通りである。

「現在ヨーロッパの諸国で、独立しているのは大小十七カ国あり、その独立を保持している理由は、一、地形が防禦に富めること、二、国民が政治的にまとまっていること、三、国民の知識道徳が高いことなどあるが、何よりも、一の地形の如き自然の恩恵が立国の基礎といわねばならない。今後もしヨーロッパに大変動あれば、自然防禦に乏しい国は、滅亡するであろう。さきに私は、経済と地理との関係について述べたが、我が日本帝国は最も地理的に見て天恵に富み、国富の増進には最も良好であり、今後奮励怠らなければ、世界において最富強の国となること疑いなし（以下、略）」

以上の如く、彰廉は東京大学や大蔵省官吏時代には、ミル経済学を学び、研究し、理論的には、イギリスの古典派経済学のミルの信奉者であったが、山口高等中学校時代には、明治国家のリーダーと同様、後進国日本を如何にして列強と肩をならべ、対等の権利を有する「帝国」にするかを思案し、そのために、陸海軍を拡張し、国民の愛国心を涵養し、政治法律の整備を図り、農業・商工業の振興、ならびに教育の振興を説き、そのためにも、経済学者らしく、資本の重要性を説き、学生に対し、浪費を戒め、節約し、家を富まし、国家を富ますことが義務だと述べ、また、日本は地理的に見て、大変恵まれた環境にあり、後進国日本が努力すれば、いずれ、「世界第一等」の「帝国」になることができると、学生に夢と希望を与え、叱咤激励していたことがわかる。

このように、彰廉は、さきには自由主義経済論・自由貿易論者であったが、今や陸海軍の拡張、富国強兵を唱え、世界第一等の「帝国」化を論じているわけである。時代は19世紀末である。世界は、自由主義の支配する資本主義から大企業の支配する独占資本主義へ、そして、帝国主義化、植民地支配が進んでいる時代である。日本も明治22（1889）年には大日本帝国憲法が発布され、産業革命下の日本の早熟な「帝国主義」化が進みつつある時代であり、そのような大きな時代変化に彰廉も自由主義理論を転換していったものと思われる。

なお、山口高等中学校時代の教え子に、上山満之進（帝国大学法科大学卒、農商務次官、貴族院議員等歴任）や江木翼（東京帝国大学法科大学卒、書記官長、貴族院議員、鉄道大臣等歴任）、湯浅倉平（東京帝国大学法科大学卒、貴族院議員、朝鮮総督府政務長官、会計検査院長、宮内大臣、内大臣等歴任）など、のちに国家のリーダーとなるそうそうたる人物がいる³⁰⁾。

2) 寄宿舎騒動事件

さて、明治26（1893）年11月、彰廉の在職中に、山口高等中学校で寄宿舎騒動がおき、生徒退学者114名（後、復学）、河内信朝校長免職という大事件がおきた。彰廉も山口高等中学校を去ることになる事件である。この大事件について、星野通編『前掲書』も触れているが、不十分なので、少し考察しておこう。

この寄宿舎事件は、『山口高等中学校沿革史』（1940年）に、次のように、公式に記されている。

「明治二十六年十一月四日本校寄宿舎内に勃発した紛擾は、著しく学園の空気を緊張せしめ、勢の赴くところ遂に在京の先輩及文部省を煩わす事となり、延いては、多年校務に尽瘁せる河内校長の退職を見るが如き痛恨事をも招来した。

本事件の誘因は一部教官の教授方法に対する生徒の不満に出でたるもの、如くである。偶々十一月三日、金曜日の天長節に於て、例の如く祝賀式を挙げた後、糸米白石方面に発火演習を行ったところ、生徒中より疲労の故を以て翌四日土曜日の休業を願出でたのを、前例に従ひ之を許可しなかった。然るに四日の定刻に至るも登校者僅々十数名であって自然同盟休校の姿となり、井原舎監は寄宿舎生徒に諭して出席を促したが、多くは隠

30) 同、15頁。

避して応ずる者なく、遂に完全なる授業を行ふことが出来なかった。その夕寄宿舎に於ては、発火演習指揮官であった体操科担当池田助教授が、舎監心得として在舎生に対し、課業欠席の故を以て夜間外出を禁ずる旨を達したが、同夜九時頃に至り、寢室自習室並に廊下の灯火を消すと共に、各室一時に喧噪し、宿直舎監の制止を聴かず、少時にして井原舎監も登校し、百方之を説諭するも毫もその効が無かった。是に於て井原舎監は池田舎監心得並に宿直林雇と一室に入って鎮撫の方法を議すると共に、自ら河内校長の茶白山邸に駆けて事の顛末を報じたが、午前一時頃に至り寄宿舎は漸く平靜に服したから、監視を怠らずして、処分は翌日に入つて行ふこととした。

事件の発端はかくの如く兒戯に類するものであったが、未だ曾て前例無き事件であったから、翌五日、日曜日教官会議を開催して善後策並に主謀生徒の処分を議し、生徒は事件の成行を危懼して益々不穩に傾き、之を舎内に止むることは却つて事件の再発を招く虞があったから、午後五時を限り一先づ生徒一同に退舎を命じ、夫々保証人宅に引取らしめることとした。かくて六日は前日の教官会議に基き騒擾生徒の審問を行ひ主謀者を処分せんとしたが、寄宿舎生徒は舎生総代として机長十九名連署して前日の妄動を謝すると共に、今次事件の依つて来る所以を述べて生徒取締及教授法の変更を請願し、通学生も亦総代十一名連署の上陳情書を提出して同様の主旨を述べ、事態は漸く複雑化せんとする傾向を示した。是に於て校長は彼等を訓諭して暫く命を待たしめ、再び教官会議を開いて処分の方法を諮議したが、その結果、旧寄宿舎机長は暴挙の主謀なりとして十九名を一律除名処分に附することに決し、本人及保証人を出頭せしめて之を申し渡したのである。

かくて七日午前、事件の経過を防長教育会に報告すると共に、生徒保証人を召集して主謀者以外の寄宿舎生徒の取調を行ひ、机長以外の六十九名を十日間の謹慎に処し、更に保証人及生徒一同を倫理講堂に集めて後來を

戒諭し、尚保証人に対しては本校と互いに連絡して一層取締の徹底を期したき旨を希望した。然るに謹慎処分を命ぜられた寄宿舎生徒は、今次事件が決して机長十九名の首謀に係わるものに非ずとなし、他の十三名と共に八十二名連署歎願書を提出して罰を一にせられんことを請ひ、通学生総代も亦裏に提出せる願書の指令を請うたが、何れも之を却下し、平静に復して授業に服すべき旨を示諭すると共に、同夜通学生の保証人を召集して、各自の保証生徒に対し八日より登校すべきよう戒諭ありたき旨依頼した。

然るに八日午前、通学生総代十一名は再び書面を提出して、願書の採択なくんば暗に登校せざる旨を仄したから、学校当局に於ては最早尋常の方法を以て事件を解決する途なしと認め、教官会議に諮議して、先づ通学生総代十一名を除名し、同時に寄宿舎生八十二名もその提出した歎願書により同じく首謀者と認め、悉く除名処分を行った。然るに他の通学生全部百十四名も、願書提出の挙は通学生全部の意思に出づるものとして、前記十一名と同様の処分を要請したから、九日断呼百十四名を一律除名し、学籍簿には唯だ数名の事故不在者を残すのみとなり、学校は全く廃校同様の姿となるに至った³¹⁾

以上の記述からみると、発火演習の疲れ→寄宿舎生徒の休業嘆願→学校当局の拒否→同盟休校→学校当局の外出禁止処分→寄宿生の騒擾→首謀生徒の処分の計画→寄宿舎机長19名の謝罪と生徒取締及び教授方法の改善の嘆願→通学生総代11名も同様の嘆願→寄宿舎机長19名の処分・机長以外69名の10日間謹慎処分→寄宿舎は19名の首謀に非ずとして、全員一律処分を嘆願→通学生も同様の嘆願・同盟休校の示唆→学校当局・教官会議は寄宿舎生と通学生全員を除名処分、という流れとなり、学校当局の生徒への圧政的・官僚的態度が事態を悪化させた事が判る。

31) 『山口高等学校沿革史』309～311頁。

さて、その後、この騒動は、防長教育会の三浦梧楼が調停・斡旋し、生徒の復学で解決した。『山口高等中学校沿革史』は寄宿舎騒動の正常化について、次のように記述している。

「偶々この頃萩に帰郷中であった防長教育会商議委員子爵三浦梧楼は、新聞に依ってこの事を知るや深く之を憂慮し、鎮撫の為山口に出で、九日午前本校に河内校長を訪ねて事件の経過を聴くと共に、在県商議委員頓野馬彦・山口県書記官、同吉富簡一・山口県会議長と会して種々協議を行った後、十日その善後策を決定し、防長教育会長毛利公爵に打電して、一切の委任を請ひ、十二日午後二時を期して被処分生徒を松ノ木町端之坊に招集して種々訓諭するところがあった。依って翌十三日早朝、該生徒総代両三名は三浦子爵の旅寓を訪うて、謹慎悔悟の意を表し、本校に再入学を願ひ出たから、悉く復校を許可して十一月二十日より授業を開始し、漸く平常に回復することゝなった」³²⁾

このように、寄宿舎騒動は三浦子爵の調停により生徒が反省したため、処分が撤回され、復学し、正常化した。ところがである。生徒たちがそもそも求めていた嫌悪する4教授の解任が実現されていなかったため、11月20日、授業再開とともに、再びストライキ事件が起きた。11月26日付けの『大阪毎日新聞』記事は次のように記している。

「山口高等中学校紛議事件は三浦子爵等の仲裁に依り一旦事穏便に治まり、除名処分を受けたる二百二十六名の生徒中已に二百十一名までは謹慎を表して復校せしが、去る二十日授業を始むるに当って再び生徒の同盟休学を為すに至りたり、其の原因を聞くにさしも憤然蹶起して暴行に迄及び

32) 同、312頁。

たる学生が、三浦子爵等の仲裁、即ち兎に角防長教育会に打任すべしとの仲裁を聴き温順に復校したるは三浦子爵等の説諭に服したるにあらずして、全く河内校長と内々約束する処ありしに依りてなり、其内約は学生にして帰校する以上は、平生学生の嫌悪する教授谷本富、土井助三郎、松井敬勝、教授舎監井原百介の四氏を免職すべしと云ふに在りしと（以下略）³³⁾

そして、再ストライキの結果、再び、生徒たちの要求が実現した。明治26年12月18日に河内校長、同20日に倫理教授の谷本富が非職となり、同20日に舎監の井原百介が辞表を出し、免官となった。その後、職にとどまっていた他の教授達も学校設立者の防長教育会の井上馨の内諭により、引責辞任を迫られたという³⁴⁾

その結果、一連の騒動で、非職は6人、依願免官は2人、転任7人、講師嘱託の解職が5人、合計20人にもものぼった。それらの教授名は次の如くで、彰廉は非職・依願免官ではなく、転任となっている³⁵⁾

非職 6人

- ・校長の河内信朝（明治26年12月18日、大学南校卒、法学担当）
- ・教授の谷本富（26年12月20日、帝大文・教育卒、倫理・歴史担当）
- ・教授の松井敬勝（27年7月30日、帝大理卒、動植物・生理・英語担当）
- ・講師嘱託の湯原元一（27年7月30日、帝大医卒、ドイツ語・歴史・博物担当）
- ・教授の実吉益美（27年8月30日、帝大理卒、数学・物理担当）
- ・教授の土井助三郎（31年9月28日、帝大工卒、物理・化学等担当）

33) 田村貞雄「夏目漱石『ほっちゃん』の舞台-山口高等学校寄宿舎騒動-」『山口県地方史研究』101号、2009年6月、より引用。

34) 星野通編『前掲書』20～21頁。

35) 田村貞雄「前掲論文」より。

依願免官 2人

- ・舎監の井原百介（26年12月20日，駒場農学校卒，農学士，農芸化学士，幹事・舎監）
- ・講師の林泰輔（27年7月31日，帝大文卒，漢文担当）

転任 7人

- ・教授の加藤彰廉（27年4月5日，東大文卒，英語，歴史，哲学，理財学担当）
- ・教授の隈本有尚（27年8月7日，東大理卒，数学・物理・測量天文学等担当）
- ・舎監心得の池田勝太郎（27年11月12日，陸軍歩兵一等軍曹，体操担当）
- ・教授の松平良郎（28年4月6日，帝大文卒，国語，漢文担当）
- ・助教授の小原聞一（28年4月6日，画学担当）
- ・教授の頓野広太郎（28年8月30日，地理・化学担当）
- ・教授の富山久米吉（29年7月11日，帝大工卒，数学，図画担当）

さて、この寄宿舎騒動について、星野通編『前掲書』は次のように記述している。

「時は明治二十六年十一月四日の夜中である。山口高等中学校の後方の丘に上って空砲を放つものが有り、自宅にあった舎監は大いに驚き、急ぎ登校しようとするれば、生徒の一団これを追ひ、龍吐水をもって門内小池の汚水を浴びせる有様。舎監は倉皇として逃れて校舎に入り、更に後丘に攀ちようとして、こゝでもまた龍吐水の筒先を向けられ濡鼠となり、その他校舎の窓硝子、寄宿舎の什器なども破壊せられるといふ始末。翌日教職員会議の結果、寄宿舎生徒一同に退舎を命じたのであるが、これがため騒動の火の手は益々揚るに至った。

この空砲騒ぎは、ちょうど前日天長節の当日、早朝から発火演習があつ

たので、その空砲の残りを放ったものであり、騒ぎの直接の動機は、発火演習の翌日は地方神社の大祭であるので、生徒側から一日休業を願ひ出たが、舎監がこれを許さなかつたため、生徒側が激昂したものらしく、しかも生徒側の陳情書によれば、某教官の教授過厳、倫理科教授法並に試験法の不当と不信任（言行不一致）、某々教授の不品行、体操教師の苛酷等が述べられたのであるが、遠因は教職員間に派閥争ひにあったことに本づくものらしい。それで、騒ぎの翌日から教員は手分けして生徒の審問に当り、首謀者を摘発しようとしたがその効なく、次いで全部を停学処分に附したが、これによって騒動は益々烈しくなり、学校は父兄側と打合せをしたが、纏まるところなく、学校設立資金の寄附者防長教育会代表の西下などもあり、遂に校長は心痛の余り卒倒して病床に臥するに至った。やがて校長と舎監と倫理教授の谷本富氏の三人は合議のうえ責を負うて辞表を提出するに至り、先生も谷本氏らと行動を共にしようとしたのであったが、谷本氏は固く先生を押しとどめて留任を勧めた。

かくて文部省から書記官の出張となり、生徒は全部改校して復校したが、校長ら三人の辞意は翻へし難く、依願免官となり、他の教授はみなそのまま、暗に得意の色があった。文部省書記官は校長心得となり、やがて本官に任ぜられた。

先生は谷本氏の勧告で、一時は連袂辞職を思いとどまったけれど、しかも信義を重んずる先生は、谷本氏らの辞職を安んじて傍観するを忍びず、内心大いに決するところがあり、これを谷本氏に伝へたのであったが、その後数カ月、つひに去って広島尋常中学校長に転じたのである。しかも最初谷本氏らが連袂辞職するも平然として引責の態度に出ることなく、いはば本領安堵に喜びの色を浮かべた他の教授連は、その後に至って学校設立費の寄附者たる防長教育会の世話役井上馨伯（のち公爵）から、それぞれ内諭があって、辞表を提出するの止むなき破目となり、騒動はここに全く落着いたのである。

先生は山口在任中すこぶる谷本氏と親交を結び、谷本氏の辞職に際しては、氏と進退を共にするつもりであったところ、谷本氏の勧めで、止むなく暫時留任したものであり、谷本氏としては、この時のやり方は、他の平然たる教授連に油断させるために、先生を強いて留めて、自分達は率先して引責したのであるといふ。そしてこの間に処して、先生は一応は留任したが、やがて機を見て決然同校を去って、その進退を明らかにしたのであった³⁶⁾

この記述によると、騒動の事実経過は『山口高等中学校沿革史』とかわらないが、彰廉の騒動への関与が記されている。彰廉は生徒の受けもよく、攻撃対象にはならなかったが、騒動が起こると、基本的には当局側に立って生徒処分と同調したのであろう。そして、特に学生の糾弾の対象であった谷本富教授と親しかったので、信義を重んじる立場から責任を取り共に辞職しようとしたが、谷本教授に押し止められたことや、『山口高等学校沿革史』では触れられてなかった教授間の派閥争いの存在（おそらく校長や舎監の谷本派とそれに反対する派）が指摘されている。

これら一連の騒動に対し、騒動收拾のため派遣され、解決に当たったのが、文部省参事官の岡田良平であった。岡田は明治26年12月12日来校し、18日山口高等中学校の校長心得となり、27年1月8日校長に就任し、騒動を收拾し、30年3月まで校長を務めた。なお、岡田はのちに、文部次官、貴族院勅撰議員、京都帝大総長となり、さらに寺内内閣と加藤高明内閣時に、文部大臣になり、さらにその後、枢密院顧問官、産業組合中央会会頭になるという大物

36) 星野通編『前掲書』19～21頁。また、星野通編の『前掲書』に谷本富が「加藤彰廉君を憶ふ」と題し、この時の騒動を回顧している。それによると、谷本は直情径行だが、加藤彰廉は温厚篤実で、同僚の皆から好かれ、また、生徒の気受けも良く、攻撃の焦点になるようなことはなかった。自分は責任をとって退職するというと、加藤彰廉は自分も一緒に枕をならべて討ち死にすると言いつ張ったので、説得して、反対派の教授を油断さすために残って貰ったと述べている（同、139、140頁）。

官僚であった。

ところが、奇妙なことにこの騒動で非職・退職を余儀なくされた教授たちが後に栄転している。例えば、非職の河内信朝は東京高等師範学校長、同じく非職の谷本富も東京高等師範学校教授、依願免官の井原百介は大阪高等農学校長、転任の隈本有尚は福岡県尋常中学修猷館長、池田勝太郎も同助教諭兼舎監、等々である³⁷⁾とすると、この「処分」は一体なんだったのかとの疑問が起きる。私の推測であるが、官側（岡田良平）は騒動を収めるために、教授たちを非職・免官としたが、本当の反省はしていなかったものと考えられるのである。

なお、田村貞雄「夏目漱石『ぼっちゃん』の舞台－山口高等中学校寄宿舎騒動－」（『山口県地方史研究』101号、2009年6月）は、この騒動を紹介し、漱石の坊っちゃんの舞台が山口高等中学校と推測している、松山中学校生徒との悪戯と山口中学校生徒のストライキ騒動とは全く質が違い、この田村説には賛成できないが、ただ、騒動の紹介については、さすが歴史学者らしくすぐれた論文であり、参照されたい。

6. 広島尋常中学校長時代

彰廉は、山口高等中学校の寄宿舎騒動の責任を取り、明治27（1894）年4月7日、広島尋常中学校長に転任した³⁸⁾。何故、広島か、誰の斡旋によるか等については星野通編『前掲書』に何も書かれておらず不明で、研究課題であるが、おそらくは官側（岡田良平）の推薦であろう。

彰廉が広島尋常中学校長に転任した、約4カ月後の8月1日、日清戦争が始まった。9月13日には大本営が広島に置かれ、明治天皇も広島に移った。校長時代は軍国多忙の時期であった。また、この日清戦争期は産業革命期であり、商工業が発展した時代である。このとき、彰廉校長は、「我国勢ノ赴ク所ヲ考

37) 田村貞雄「前掲論文」より。

38) 明治27年4月10日付「東京朝日新聞」。

察シ将来我国ノ発展ヲ図ルニハ商業を盛ニセザルベカラザルヲ深く感じ商業ノ
発達ヲ図ル先ヅ商業家ヲ養成スルノ必要アルヲ悟」ったという³⁹⁾ 彰廉が経済
学一般の研究から商業を研究し、商業家を育成しようと考えたのがこの広島時
代であったようだ。

ところが、この広島時代、彰廉校長は最初から面白くなかったようである。
というのは、土着の教師に難しい人物が二、三人いて不愉快な気持ちを感じ、
また、ある教師が生徒を連れて京阪地方を旅行したとき、青楼（妓楼）に遊ん
だことが発覚し、処分せねばならず、また処分すると処分が公になって学校の
面目をつぶすので、困惑し、嫌気がさしたという⁴⁰⁾

彰廉が嫌気をさしていたころ、大学時代の友人、平沼淑郎（第二高等学校教
授）が、明治 28 (1895) 年 9 月 27 日、大阪商業学校長に就任した。このとき、
彰廉が平沼に手紙を出して、平沼の校長就任を賀するとともに、「自分も君と
相共に浪華の都会で働きたい」と記し、転任を望んだ⁴¹⁾。そこで、平沼が彰廉
を大阪商業学校に誘った。

なお、この大阪商業学校について触れておくと、同校は明治 13 (1880) 年、
大阪財界の巨頭・五代友厚ら大阪財界人の手によって、商人にも学問が必要だ
として「大阪商業講習所」として創立された学校で、14 年 8 月府立大阪商業
講習所となり、東京商法講習所につぐ 2 番目であった。明治 22 年大阪市制の
発足と共に、「市立大阪商業学校」となっていた。

7. 市立大阪商業学校教頭・校長時代

明治 28 (1895) 年 12 月 26 日、加藤彰廉は平沼淑郎市立大阪商業学校長の
招きで同校教諭に就任した。教頭職であった。担当科目は英語、経済学、西洋

39) 星野通編『前掲書』43 頁。この発言は明治 44 年 6 月 10 日、彰廉大阪商業学校・大阪高
等商業学校勤続 15 年の祝賀会での挨拶。

40) 同、22～23 頁。

41) 『大阪商科大学六十年史』144 頁。なお、加藤彰廉の採用の事情については、平沼淑郎が
星野通編『前掲書』のなかで、「噫、加藤彰廉君」と題し、回顧記している。

史、統計学などであった。

彰廉は平沼校長の下で喜びに満ち、授業を行ない、英語ではシェークスピアのハムレットを講じたり、四国出身の学生を集めた四国会を作ったり、また、何よりも、着任後の大事業として、「校友会」を設立した。即ち、明治29(1896)年10月29日の教員会議で、彰廉が、文芸、体育、ならびに諸運動機関として、全校職員生徒を以て設立する案を提唱し、以後、研究を進めた。

明治31(1898)年10月26日、平沼校長が大阪市助役に転任した(～34年6月21日)。平沼はその後しばらく校長事務取扱の職をつとめていたが、平沼の後任として、明治32(1899)年2月12日、彰廉教頭が市立大阪商業学校校長に就任した。『市立大阪高等商業学校三十五年史』に「平沼助役校長事務取扱ヲ免セラレ、加藤彰廉校長ニ任セラレタリ」⁴²⁾とある。

そして、彰廉が校長になった直後の4月14日、かねて準備を進めていた校友会を設立した。

校友会発足にあたり、彰廉校長の訓示は次の通りである。

「今回本校において従来存在したる種々の学生団体を改めて校友会なるものを組織したり。さて、その主旨は規則に掲げたるが如く、第一親睦を厚くし知徳を修養し、身体の強健を図るにあり、そもそも学校の教育には表面と裏面とありて、学校教場においては教師は厳格なる顔にて教授すと雖も、退きて相互に運動するが如きときにありては談笑の裡に親しくその枝を鬪はすことあり。かくの如くにして諸子が教師に対して恰も父兄の如く、教師は諸子に対しては子弟の如く、表面と裏面と相俟ちて始めて十分の教育をなし得べし。(中略)

余は従来数々訓示しおきたる如く、体育部において水上の運動をなすも、また、陸上の運動をなすも、その主旨は一にまた道徳を修養する手段

42) 『市立大阪高等商業学校三十五年史』60頁。

に外ならず、諸子は決して水陸の運動は一の遊戯と速断すべからず、例へばボートレースをなす場合にも勝を制せんと欲せば一艇中協同一致するにあらざれば能はず。現に欧州などにおいては、これをもって国民の遊戯となし、もって国風を養成せり。故に兵役に就くの日に当りても、兵士はその国風によりて動作するが故によく協同一致の働きをなし得るが如し。諸子は十分この意を体すべく、従来の諸会は有志のものより成れるが故に入会するものと然らざるものとありしが、今回組織したる校友会は学校全体の会なれば本校生徒たるものは一人も残らず入会せざるべからず」⁴³⁾

校友会は後、北予中学、松山高商でも設立されるが、彰廉の日頃からの抱負を実行せしめる会であった。なお、会則は星野編『前掲書』25～27頁にある。

明治32（1899）年11月15日、彰廉校長はこの日を本校創立記念日と定めた。そして、創立25年の式典を挙行了た。

なお、この年、文部省は、官立第2高等商業学校の設置を大阪ではなく、神戸市に内定した。それに対し、反発し、大阪選出の衆議院議員伊藤徳三外6名が帝国議会に建議案を準備し、翌33（1900）年1月18日、帝国議会に大阪への官立高等商業学校建議案が提出された。建議案はつぎの如くであった。

「高等商業学校設置ニ関スル建議案

我カ国商業ノ発達振興ヲ計ルニハ商業教育を普及セシムルニ在リ故ニ政府ニ於テ東京高等商業学校ト同一程度ノ高等商業学校ヲ大阪市ニ設置セラレムコトヲ望ム」⁴⁴⁾

しかし、審議の結果、大阪70、神戸71で否決され、神戸に決まった。そこで、官立がダメなら市立で高等商業学校をつくろうと云うことになった。そし

43) 星野通編『前掲書』24～25頁。

44) 『大阪商科大学六十年史』137頁。

て、この高等商業学校への昇格に尽力したのが、彰廉校長であった。『大阪商科大学六十年史』は次のように述べている。

「如上の趨勢を見てわが加藤彰廉校長は断然決意して、この4月1日から実施したばかりの改正規則を更に改廃し、従前の市立大阪商業学校より一躍市立大阪高等商業学校への改革を企画し、平沼助役と内外呼応提携して深く画策する所あった」⁴⁵⁾

そして、彰廉校長は市立大阪商業学校が市立大阪高等商業学校に昇格させる認可申請を行ない、明治34(1901)年4月11日、市立大阪商業学校が市立大阪高等商業学校に改称することの認可がおりた。東京高商について2番目であった。なお、官立の神戸高等商業学校の設立は明治35(1902)年3月であり、市立大阪高商の方が1年早かった。そして、大阪高商の初代校長に彰廉が就任した。

しかし、その2カ月後の明治34年6月21日、彰廉校長は、大阪商業学校が高等商業学校に昇格したので、校長職を退いた。『市立大阪高等商業学校三十五年史』は「六月二十一日、校長加藤彰廉休職ヲ命セラレタリ」⁴⁶⁾と記している。休職を命ぜられたというより、彰廉自ら職を辞したのが真相である。なぜ、彰廉が校長職を引いたのか。星野通編の『前掲書』は次のように、彰廉の高潔ぶりを述べている。

「先生は時代の変遷に伴って、商業学校の程度を引上げて高等商業学校に昇格する必要を感じ、市当局の諒解を求めてその実現に懸命の努力を傾け、いよいよ目出度く実現するや、荣誉ある初代校長に当然就任すべきはずのところを、特に辞して他の適任者を推し、自らは暫く退いて、静か

45) 同、141頁。

46) 『市立大阪高等商業学校三十五年史』82頁。

に新学校の昇格第一歩を見守るといふ、その昇格のための努力が全く私心を離れた清浄潔白なものであることを証するに足るわけで、かくの如き佳話にほだされこれを東西に求めて容易に見出し得ないところであり、先生の心事の高潔は、単にこの一件をもってしても十分に窺い得られるのである。『自分で昇格させておいて自分がその長になるなどとは、紳士のなすべきことでない』これが恐らく先生の偽らざる心境であったのであらう⁴⁷⁾

彰廉が校長職を引いた結果、市立大阪高等商業学校長には、大阪市助役の平沼淑郎が、助役を辞任して、6月21日に校長に就任した。

8. 市立大阪高等商業学校長時代

大阪高商を休職していた彰廉は、明治34年7月2日、平沼校長から大阪高商教授を嘱託された。『市立大阪高等商業学校三十五年史』に「裏二休職校長加藤彰廉本校教授を嘱託セラレタリ」⁴⁸⁾とある。なぜか。彰廉がいないと学校が困るからであった。星野通編『前掲書』で卒業生の椎名芳胤（明治30年卒）は次のように述べている。

「専門学校令によって高等商業学校になるに就いて、先生は市立の商業学校の校長ですから一旦校長をやめさして教授嘱託にする…然し学校としては先生がをらないと困るといふので嘱託の名前で置かれることになった」⁴⁹⁾

明治35年12月25日、平沼校長が病気のため休職となり（平沼は後、明治37年早稲田大学に移る）、翌36（1903）年3月3日、平沼校長のあと、彰廉で

47) 星野通編『前掲書』30頁。また、同書で、加藤彰廉が身を引いたことについて、卒業生の小島昌太郎が「美談」であり、尊敬と魅力を感じたと述べている（同、151頁）。

48) 『市立大阪高等商業学校三十五年史』82頁。

49) 星野通編『前掲書』230頁。

はなく、福井彦次郎（前、天王寺中学校長）が大阪高商の校長に就任した。それに対し、学生が反発、ストライキがおきた。しかし、彰廉の慰撫で治まった。『大阪商科大学六十年史』は「福井さんの就任のとき学生のストライキがあった。それは中学の校長が高商の校長になったため。加藤さんへの同情のため。しかし、加藤さんの慰撫で治まった」と記している⁵⁰⁾ 学生がストライキをするぐらい、彰廉は「人望」があった。

明治36（1903）年9月2日、彰廉は市立大阪高等商業学校教諭に復帰した。教頭職で、福井校長を補佐した。然し、実質校長であったようだ。星野通編『前掲書』で、卒業生の椎名芳胤は云う。

「其間校長の福井といふ人が居って、これが一種の見識を持った人だ（が）…然し何分にも加藤さんといふ徳望家が居るので、校長よりも囑託の先生の方へ皆ヘイヘイといふ訳であった。加藤さんが校長になられたのは四十二年ですが、それまでの長い間教頭として甘んじてをられた。皆福井校長の居ることは知ってをったけれども、何でも加藤さんの所へ持って行かなければ判らないから加藤さんに話したものです⁵¹⁾

彰廉の大阪高商教頭時代の明治37（1904）年2月8日に日露戦争が始まった。同年2月11日、学校は日露戦争開戦を祝し、提灯行列を行なった。「紀元節拝賀式場ニ於テ、宣戦詔勅を捧読シ、夜ニ入り役員一同市街ニ向ケ提灯行列ヲ行ヒタリ」⁵²⁾ 学校も彰廉も戦争熱に沸いたようだ。

彰廉の教頭時代の明治38年に、特筆すべきこととして、生徒処罰に関し、執行猶予の新例を設けたことである。これは彰廉の発案によるもので、生徒に罰すべき事件発生するも、場合によっては執行猶予として一定期間その行動を

50) 『大阪商科大学六十年史』160頁。また、星野通編『前掲書』144頁。

51) 星野通編『前掲書』230頁。

52) 『市立大阪高等商業学校三十五年史』87頁。

慎ましめ、更生すれば、卒業時にその記録を抹消し、世におくりだすという、どこまでも生徒を訓導する慈母に満ちた規程であり、「大教育家としての先生の面目」を示すものであった⁵³⁾

また、彰廉教頭は、学校の教諭を留学させる制度を設けた。その第1号が同校出身の教諭明路常造（明治40年7月）であった。この教員の海外留学制度は、後、松山高商時代に引き継がれた。

明治42（1909）年5月8日、福井校長は依願免職となり、代わって、彰廉教頭が名実共に、市立大阪高等商業学校校長に就任した⁵⁴⁾『市立大阪高等商業学校三十五年史』は「五月八日校長福井彦次郎依願免職、首席教諭加藤彰廉校長二任セラレタリ」⁵⁵⁾と記している。

ところが、彰廉が高商校長に就任した、2カ月後の7月31日、北区空心町の1民家より起こった火事が折からの強風と乾燥のため猛威を振るい、堂島川以北一面を焼き払い、遂に学校に及び、全校舎が灰塵に帰した。その際、先生は御真影と勅語謄本を市役所に安置したという⁵⁶⁾

学校が焼失したため、9月仮校舎を西区江戸堀南通り三丁目におき、翌43年1月の大阪市会にて、大阪市南区天王寺烏ヶ辻町にて新校舎を建築することを決定した。その際、先生は新校舎の設計について生徒にまで希望を聴かれ、卒業生の村本福松は、「如何に先生が真の教育を考へて居られたかが知られる」⁵⁷⁾と感動している。

なお、明治42年11月15日、彰廉は校長として、創立30周年記念式を挙行了した。

明治43（1910）年6月22日、彰廉校長が高等教育会議で上京中に、学生の乱闘騒ぎが起きた。それは、本科3年生がボートレースでルール違反したの

53) 星野通編『前掲書』35頁。

54) 「東京朝日新聞」5月9日付け。

55) 『市立大阪高等商業学校三十五年史』111頁。

56) 星野通編『前掲書』37～38頁。

57) 同、155頁。

で、2年生が制裁を加え、乱闘となった事件である。連絡を受けた彰廉が急遽帰阪し、騒ぎをおさめた。星野通編の『前掲書』に「加藤先生が居らなければ大喧嘩をやる、先生が戻ってくれば級全体で謝まるといふことで治まった」⁵⁸⁾とある。また『市立大阪高等商業学校三十五年史』にも「本科三年生ト同二年生トノ間ニ感情ノ齟齬ヨリ争闘シ各一名軽傷ヲ負ヒタリサレト両級生ハ其後直ニ悔悟スル所アリ其不始末を陳謝シ出テタリ」⁵⁹⁾とある。彰廉の人望の程がうかがわれる。

明治44(1911)年4月27日、天王寺の新校舎が落成し、6月10日、彰廉校長は落成式祝典を挙行し、夜は同窓会主催の祝宴を大阪ホテルで行なった。

明治45(1912)年4月16日、彰廉校長は大阪甲種商業学校長を兼任した。

明治45(1912)年7月29日、明治天皇が死去し、9月13日、明治天皇の葬儀に彰廉校長も参列した。

そして、皇室崇拜の彰廉は、明治天皇死去の直後の10月1日、高商生徒に対し、「修学綱要」を制定した。そこには彰廉の教育方針、思想がみられるので示しておこう。

「修学綱要」

凡ソ生徒タル者日常ノ修養規範トナスベキハ教育勅語ト戊申詔書トニアリ聖訓炳明日月ノ並懸リタルガ如シ又誰カ歧路ノ迷羊タルアランヤ然リト雖モ学究研鑽ノ余弊今仍ホ智育ニ偏シ動モスレバ道德ノ貴キ所以ヲ忘ル、者ナシトセズ真ニ恐懼ニ堪ヘザルナリ由ツテ新ニ修学綱要五則ヲ撰ビ以テ本校教育ノ精神ヲ明ニス冀クバ師弟一致実践躬行シテ聖旨ニ副ヒ奉ランコトヲ

一、身体ヲ健全ニシ志気ヲ遠大ニシテ常ニ進取ヲ図ルベシ

一、生活ヲ質素ニシ勤勉以テ習慣ヲ作り苟モ輕佻浮華ノ行アルベカラズ

58) 同、236～237頁。

59) 『市立大阪高等商業学校三十五年史』115頁。

- 一、信義ハ人道ノ大本タリ商務ノ基礎又此ニ存ス不義不信ハ断ジテ戒ムベシ
- 一、社会生活ノ由ル所ヲ弁ヘ彼我権利義務ノ尊重ヲ忽ニスベカラズ
- 一、致富ノ要訣審ニ一身ノ利ヲ計ルノミナラズ又用イテ社会国家ニ貢献スル所以ヲ覚ルベシ」⁶⁰⁾

この「修学綱要五則」には、彰廉の思想や教育方針・商業教育論（健康重視、節約・勤勉重視、信義重視、権利義務の尊重、社会貢献等）がよくあらわれており、のちの松山高商時代の教育方針にも通ずるものがある。

大正元（1912）年12月27日、彰廉校長は実業教育に貢献したとして、文部省より250円下付された。翌2（1913）年7月28日、彰廉は文部省からの下付金250円と自身の寄附250円を元手に奨学基金を作った。加藤奨学基金である⁶¹⁾彰廉の学生への思いがうかがわれる。

大正2（1913）年、学生による某先生辞職勧告事件が起きた。このとき、彰廉は、厳しく学生を停学処分とした。然し、前述の如く、教育的配慮から執行猶予を付け、また試験前に停学を解除し、更生させる措置をとった。この事件の首謀者の兄椎名芳胤の回顧につきのように述べられている。

「先生は、学生のやったことは一つは愛校心の発露と云ふこともあるかも知らぬが、然し師の恩の尊いといふことも知らなければならぬ。（中略）他の者は一週間の停学であったが、私の弟以下五人の主謀者は無期停学であった。さうして他の者は執行猶予になったが、僕の弟にはそれがなかった。段々試験が迫って来る。どうなるかと思っていると、試験のあるといふ前の日に書留郵便で停学を許されて、それで試験が受けられた。其後その辞職勧告を受けた先生は、或は他へ転出し、また甲種商業学校へ転ぜら

60) 星野通編『前掲書』44頁。

61) 同、292～293頁。

れた。これは加藤先生のお考へによるものと思ふが、一応先生を立て、おいて学生を処分したが、結局学生の希望は達せられた訳である。そんなことがあって間もなく先生自身も大正三年〔注、正確には四年二月〕におやめになった〕⁶²⁾

大正3（1914）年7月28日、ヨーロッパで第1次世界大戦が始まった。8月23日、日本はドイツに対する宣戦布告した。そのような戦争のさなか、11月23日、彰廉校長は創立35年記念式を挙行した。

だが、この年の終わりころ、彰廉校長は校長を辞任することを決意した。翌大正4（1915）年の正月、郷里の松山に帰っていた彰廉が「東京朝日」の新聞記者に校長辞職についてインタビューに答えている。

「目下問題となり居る加藤大阪高等商業学校長を郷里に訪ひその辞職の次第を聞く。曰く。予が高商教授となりしは二八年、校長となりしは四十年〔注、正確には四十二年〕にして既に二十年の長日月に及び其間職員生徒の間柄至って円満にて未だ一回の紛擾を見しことなく、又今日とても何等蟠りなし。然れども予も漸く老境に入りたれば後進の途を開く為辞職したる次第にて格別の理由なく、その辞職内面の事情に就ては此に明言するを好まず、日ならずして明瞭すべく、何か特別の事情生ずれば格別然らざれば辞意を翻さざる決心なり〕⁶³⁾

この記事では、彰廉は「老境」を辞職理由にあげており、真の辞任理由を明言していない。

星野通編『前掲書』は、彰廉校長辞任についてどのように述べているだろうか。

62) 同、238～239頁。

63) 「東京朝日新聞」大正4年1月13日付け。

「辞職の原因は市会乃至市参事会の空気に対して先生は嫌気がさしたためであるらしく、今まで高商の運営について市会や市参事会は別に特別の干渉を試みなかったのであるが、この頃になって予算その他において、従来と一変したやり方に出たので、温厚な先生も可なり憤慨したものらしく、今後の学校経営が仲々むつかしいであらうことを見透して、先生は率然その椅子を投げ出したのであった」⁶⁴⁾

このように、星野通編『前掲書』では彰廉校長と大阪市会・市参事会との対立、干渉があったことを明らかにしているが、やはり対立の具体的理由は書かれていない。

『大阪商科大学六十年史』は、加藤校長辞任の真因の一つとして、大阪市助役の関一との教育上の衝突であることを明らかにしている。即ち、加藤校長は教育上の見地から組別に授業をする事を主張、それに対し、関一は組別授業ではなく、東京高商におけるが如く合併授業をせよと加藤校長に要請し、対立したとのことである⁶⁵⁾

さて、辞任を決めた彰廉校長は、大正4年1月12日、松山から帰阪し、翌13日に生徒を講堂に集め、告別演説をなし、また職員も集めて告別演説をなした。15日付けの「東京朝日新聞」に「加藤高商校長は十二日深更郷里松山より帰阪、十三日登校、午後学生一同を講堂に集め、辞職に就きて一場の告別演説をなし、次で職員一同を招集し尚來校せる二、三卒業生と会見し、同様意中を披瀝したるが、何れも校長の意中を諒としたる由なれば、問題は円満に解決するに至るべし。尚氏は当分当地に踏み留まり、何等か計画すべしと云ふ」⁶⁶⁾とある。

そして、大正4（1915）年2月15日、彰廉は校長を辞職した。明治28年

64) 星野通編『前掲書』47～48頁。

65) 『大阪商科大学六十年史』202～203頁。

66) 「東京朝日新聞」大正4年1月15日付け。

12月26日に市立大阪商業学校に赴任して以来、19年あまりの勤務であった。なお、彰廉の後任は、片野実之助（前、山口高等商業学校教授）であった。

ところで、市立大阪高等商業学校時代の彰廉の思想、商業教育論等について、星野通編『前掲書』では何も書かれていない。彰廉の執筆した文章を十分探索していなかったためであろう。そこで、この時代、彰廉の3つの論考、①「近世経済思想の変遷」（『大阪経済雑誌』第14年第9月号、明治39年7月15日、大阪経済社）、②「商業教育と徳育」（『経済』第4号、明治43年5月27日、日本経済社）、③「働くもの遂に最後の勝利を得ん、最近に於ける独逸の活躍」（『日本実業』第5年（第50巻）6月号、明治44年6月15日、銀行新聞社）が残されているので⁶⁷⁾全文を掲載しておこう。

「近世経済思想の変遷

文学士 加藤彰廉

近世社会の大問題は、其の国際間たると将た一国内たるとを問はず殆ど経済に根原ざるはなし。故に苟も之が解決を試みんと欲せば近世に於ける経済思想の変遷を討尋し之が研究を怠るべからず。然らざれば問題解決の上に於て大なる誤を生ずるに至るべし。

抑十八世紀より十九世紀の前半に至る一般経済的思想は、如何にせば生産を増加し得べきかてふ事にありて、商工業者の施設と国家の政策たるとに論なく、皆生産増加の観念を基礎として其の方策を画したりしが、十九世紀の後半即ち千八百七十年の頃より漸次思想に変化を来し、生産物を如何に処分すべきや、即ち消費てふ観念を生じ、従て一般の画策亦之を基礎とするに至れり。以下序を追ふて少しく之が説述を試みん。而して説明の便宜上生産時代と消費時代に区別す。

(一) 生産時代

十八世紀の末より十九世紀に於ける科学の進歩は、諸種の機械の発明と

67) この彰廉の論文の所在については、法学部の服部寛氏よりご教示を受けた。感謝したい。

なり機械の発明は当時に於ける経済思想を助長して生産増加に功蹟の著しかりしことは明かにして一点疑なき処なり。彼の有名なるスミス氏の分業法によれば職工一人一日僅かに四百本位に止まる留針の製造も、十人一日に四万八千本を製造し得べしとの説なるが、機械発明の結果は三人の職工にて一日七百五十万本を製造し得べきに至り、其他靴製造機械の発明は従前の六倍に、鋼鉄製造に於ける『ベスマル』式の発明は四倍若しくは五倍の増加を来し、又米国の農具の発明は二十年以前に二千人を要したる事も今日にて五百人にて事足るに至れり。尚千八百七十年の計算によれば、蒸気々罐の力は能く十億人の働きをなせるに非ずや。要するに今日の生産額は三十年前に比し五六倍乃至十倍に達せる者も尠なからず。況んや之を手工時代に比較せば幾十倍幾百倍に達せるや測り知るべからざる也。而して機械発明の結果は資本の集注となり、産業方法の変革となり、分業は益盛に行はるゝに至りたり。

(イ) 資本の集注。機械を使用するに至り資本を要すること益々大に、大なる資本は生産を増加すること愈多きを以て此に資本の集注を来し、小資本にては到底営業に堪ふる能はざる事となり、遂に営業方法に一大変化を生ずるに至れり。

(ロ) 産業方法の変更。資本の集注せられてより小資本は大資本となり、個人営業は共同営業と化し、手工の時代は去って機械の時代となり、小売商に至る迄大資本を以て支店制度を採用することゝなれり。是は固より自然の結果にして、予は仮りに之を名づけて軍隊的組織と称す。即ち軍隊の如く各其業務を区別し、上下の階級を分ち各自上長者の命令の下に活動せるを以てなり。現今の『ツラスト』の制度の如き又此の組織なり。

(ハ) 分業は益々盛に行はれ、其局部の仕事は極めて簡単となり、無教育者にも無経験者にもなし得べく、又小兒婦人をも使用し得べきのみならず、却て賃銀は廉に、利益は大なるべければ、男工は是等の為に其範圍を侵蝕せられ賃金は益々下落するを以て、職工問題、賃銀問題は社会に起り、幼年職

工の為に法律は制定せられ、女子職工の為に幼児預かり所起るに至れり。

国民の経済的思想にして生産増加にありとせば、国家の政策も亦焉んぞ然らざるを得んや。即ち十八世紀に行はれたる保護貿易主義の目的たる、蓋し一は積極的に生産増加、外国貿易の奨励にして、一は消極的に外国品の輸入防遏にあたりたるは明かにして、経済思想の時代権化とも謂つべきなり。然れども此の保護政策は佛国大革命の余波を受けて遂に自由貿易論となり、十九世紀の前半に至る迄旺盛を極め、保護主義は欧州各国共に稍下火となりしが、千八百七十年頃より再び保護主義の勃興を見、今や自由貿易の自家本元たる英国の如き迄此政策を採るに至れり。

(二) 消費時代

保護貿易主義の再興は百年の昔に逆戻りせるの感なきにあらずと雖も、十八世紀頃に行はれたる者と今日の保護主義とは其根本觀念に於て異れり。之れ即ち経済思想の変遷より来る者たることに留意せざるべからず。十九世紀に於ける科学の進歩、機械の發明は産業界の革命となり、資本の大集、産業方法の変更を來し、分業は益盛に、遂に生産過剰となつて物価下落の現象を呈するに至る。今試みに英国に於ける麦に付て之を觀るに、即ち左の如し。

一八五五年	七四志
一八六七年より七七年に至る十年間平均	五四
一九〇二年	二八

於是乎欧米の経済学者は盛に其の原因を研究したりしが、終に物価下落の主因を生産過剰にありとするに至れり。因つて以て保護主義の再興を見、関税策を実行するに至るも、其實行は報復主義となり或いは互惠主義となり、終に一種の政策は案出せらるゝ至る。

(イ) 殖民政策。関税政策に失敗せる欧州各国は殖民政策を実行するに至れり。此の政策は自国の殖民地に其の生産品を輸出する者なるが故に、他国に關係なく自己のみを利し得べきを以て、欧米の各国は皆未開国を吞噬

掠奪し、少くとも之を自国の勢力範囲たらしめんとし、今日に於ける世界の未開地は殆んど欧米諸強国の勢力範囲たらざるなきの觀あり。之れ亦殖民政策主義の発現したる者に外ならざるなり。

(ロ) 資本の輸出。貨物の輸出は前に略陳せる如く自国の自由たる能はざるも、資本の輸出に対しては各国共に何等の制限をも加へざるを以て、各国皆盛に之が輸出を競へるの有様なり。而して今日之が競争地は清国なるべし。即ち清国に於ける鉄道、鉱山等同国の経営に関する者は殆んど外国

○米英独三国の支那貿易

▲英国は十九割五分の進歩			
▲米国は百七十八割四分			
▲最近十年間に於る英米独三ヶ国より支那へ向ての貨物輸出額は			
年	英吉利 磅	独逸 磅	米国 磅
▲一八九五	七、一六七、三〇〇	一、七七一、〇〇〇	一、六二五、〇〇〇
▲一八九六	八、五四一、〇〇〇	二、二六三、〇〇〇	二、四一七、〇〇〇
▲一八九七	七、一一八、〇〇〇	一、六一七、〇〇〇	三、七四四、〇〇〇
▲一八九八	七、二六五、〇〇〇	二、四〇〇、〇〇〇	三、三八〇、〇〇〇
▲一八九九	九、七三〇、〇〇〇	二、五三二、〇〇〇	四、五九九、〇〇〇
上平均年額	七、九六四、〇〇〇	二、一一七、〇〇〇	三、一五五、〇〇〇
▲一九〇〇	八、三三九、〇〇〇	二、六三六、〇〇〇	五、〇〇七、〇〇〇
▲一九〇一	九、三八七、〇〇〇	二、三七七、〇〇〇	三、八七七、〇〇〇
▲一九〇二	九、二七九、〇〇〇	二、四三九、〇〇〇	六、八七六、〇〇〇
▲一九〇三	九、四六二、〇〇〇	三、一七八、〇〇〇	五、八七六、〇〇〇
▲一九〇四	一三、一四六、〇〇〇	三、三八〇、〇〇〇	四、九六二、〇〇〇
平均年額	九、九二二、〇〇〇	二、八〇四、〇〇〇	五、三二〇、〇〇〇
▲尚遡りて千八百九十年より同九十四年に至る五ヶ年の進歩を比較せば			
▲英国	二百二十四万四千磅	二十九割二分	
▲米国	三百二十五万五千磅	五十七割九分	
▲独逸	百二十六万二千磅	八十一割八分	

資本なり。千八百九十九年に於いて露国が牛莊北京間の鉄道布設権特許の請求に対し英国の反対ありしが如き、又天津漢口間の鉄道布設費を白耳義の『シンヂゲード』より借入るゝの議に対し、英独二国の抗議ありたる如き、尚独逸が山東省占領當時に締結せる条約文中に『若し清国政府又は清国人民が山東省開発の爲め外資の必要ある時は第一に独逸の資本家に申込むべし云々』の文句の存せる如きは何れも皆自国の資本を外国に輸出せんとするに外ならざる也。之を政治上より観察すれば、勢力範囲の拡張、政權の相奪となすべきも、經濟上の見地よりせば、資本輸出の競争なりと云はざるべからず。又佛国が清国の爲に本国に於いて資金を募集するや、二億法の募集額に対し一日の間に其応募額が三十六倍に達したるより推も、一般の思想を窺ふに難しからず。而して佛国が今日世界に放資せる其額は

○米国へ移住する欧州人

▲其移民の数殆ど九十万人

▲紐育に来る者最も多し

▲米国移民局長の報告によれば、昨年中欧州諸外国より来り移住する者総計八十九万八百二十七名にして

▲此内最も多きは……………
紐育へ……………三十一万五千百十一人

▲此内最も少きは……………
オクラホーマへ……………二百六十人

要するに斯く米国に向て移住者の多きは欧州の一部に商業振はず、賃銀の低落したるが故なるべし。今其移民数及び国別を挙げぐれば左の如し……………

▲澳太利白牙利……………二七五、六九八

▲伊 太 利……………二二一、四七九

▲露 西 亜……………一八四、八九七

▲英 吉 利……………六四、七〇九

▲諸威瑞典丁抹……………五〇、七〇九

▲独 逸……………五二、八四五

千九百二年に於いて百拾壹億九千円に及べるを見れば、資金の裕なるを知るに足るべし。

要之、十八世紀時代に起りたる保護主義は、如何にせば生産を増加し得へきかてふ生産増加の観念より出でたる者にして、今日の保護主義は生産物を如何に処分すべきや、即ち消費の点より発現し、其外形は同一たりとするも、其根本観念に於て全然異なれる者なることを識別せざるべからざる也」

「商業教育と徳育

文学士 加藤彰廉

凡て如何なる境遇に在ると、又如何なる職業に従事するとを問はず、人は皆社会の一員としても亦一個人としても、純潔にして高尚なる品性を有せざるべからざるは必然のことなれども、今日の進歩せる文明社会に於ける経済組織の重要因子たる商業家に於ては殊に其の然るを見るなり。

夫れ商人の任務とする所は、一地方における過剰を以て他地方に於ける不足を給充する媒介者たるにあるが故に、商人は其の任務の遂行、即ち商取引に依りて自己の利得を計ると共に一般社会の利益に貢献すべき性質のものなり。是を以て之を見るに商人の品性の如何は、必ずしも直接に商人自身の利益上に影響することなしとするも、社会全般の福祉上に関係すること甚だ大なりと謂ふべし。然れども亦商人は元來営利を以て直接の目的とするものなれば、其の利益を計るは敢て非難すべきことにはあらざれども、唯射利心に駆らるゝの余り、社会の利益を犠牲に供して自己の利のみ計るに急なるの恐なしとせず。其の結果遂にアリストートルをして『凡ての商業は悉く害悪なり』と言はしむるに至れり。此の言は固より極端に失せるものなれども、而かも商人の公德は古來疑問題たりしは否定すべからざるの事実なり。果たして然らば今日に於ける完全なる商業教育とは、単に学生に自己の利益を計る方法を教授する目的のみを以て企てらるべきものにあらずして、實に一般社会に貢献する使命を果たすべき真の商業家

を養成する高遠なる目的を以て計画せられざるべからざるものなり。是を以て這般商業教育に従事する所の吾人は、単に学生の学識修得法の改善のみを以て満足すべきにあらずして、未来の実業家たる此等学生をして高潔なる道徳的情操を涵養せしめ、以て現代の文明社会に恥ぢざる商業家たるの修養を為さしむるを旨とせざるべからざるなり。然れとも凡て徳育は其の実果を収むること頗る困難なるものなれば、此の問題に就きては吾人は特に充分の注意と努力とを用ふるの緊要なるを信す。

抑々学生の智的修養は学識ある教授の講義に依りて之を為すを難からずと雖も、精神の修養即ち道徳的修養に至りては単に倫理道徳の講述のみにしては其の目的を遂することは甚だ覚束なき事なり。是に於いてか之を如何にせば其の目的を達し得べきかと云ふ問題生ず。此の問題は至難なる問題にして、之に対して的確適切なる解答を与へんことは固より容易の業にあらず。従て一言にして之を盡して一事を以て之を達すべきにあらずと雖も、吾人は其の實際上最も必要にして且つ最も有効なるべきものとして左の二方法を取らんとする者なり。即ち、

第一、商業学校に於ては生徒をして経験に富み且つ高尚なる品性を有する実業家に接触するの機会を多からしめ、以て彼等が将来実務に服するに当り必要なる廉潔の精神を涵養せしむる事。

第二、商業学校の教師は商業的学識を充分に有するの外、尚ほ高尚なる品性を有して生徒を感化するに足る所の道徳的模範たるべき者を招聘する事。

是なり。

今右第一の方法に就きて一言せんに、老練なる実業家は其の実業界に於ける長年月の経験に依り、現在の進歩せる社会の眞の商業家に必要なる要素は其の品性に存する事を堅く知悉せるが故に、其の実験及び其の実験に依りて形成せられたる道徳的觀念は学生に実務的智識を与ふるに効果あるは勿論、之が傾聴者たる学生の品性の陶冶に多大の感化を及ぼすは自然の

理なるが故に、吾人は斯の如くにして吾人が今日最も遺憾とする所の学校に於ける徳育の不完全を補足し得べきは蓋し疑を容れざる所なり。

第二の方法に関しては、吾人は上に陳べたと同一の理由に依り、商業学校には高潔なる品性を有する教師の最も切要なるを確信す。即ち凡て品性の教育は实际的模範を示すに如くはなきを以て、此の種の教師の得られざる限りは、純潔高尚なる実業家の養成は到底望むべからざるなり。

之を要するに、既に述べたるが如く、高尚なる品性を有し経験に富める実業家との随時的個人的接触にして少からざる感化作用を学生の品性上に及ぼすものとせば、学生と日に接触する教師の品性が学生の品性の養成上に一層直接にして有効なる感化を与ふるは自明の理なり。是の故に商業学校に於ける教師は、如何に完全なる専門的智識を有するとも、其の品性にして高潔ならざらんには未た以て真の良教師たるの資格ありと云ふべからず。是れその品性陶冶の最も緊要なる学生時代に於いて此等の教師に訓育せらるゝ未来の実業家たる学生の品性の如何は其の社会の進運福祉に関係すること甚大なるものなればなり。

以上は商業教育の実験上最も痛切に感ずる所の徳育の不足を補足するの一端たるべきを信し、此に之を披陳して以て世の同憂者に問ふことゝせり。幸に取るべくんば之を取り、又教ふべくんば以て示教の勞を吝むなからんことを望む」

「働くもの遂に最後の勝利を得ん最近に於ける独逸の活躍

市立大阪高等商業学長 加藤彰廉

△働かねばならぬ日本の現在

日本は今尚ほ絶対に働かねばならぬ時である。働いて而して実際の富を増大せねばならぬ。後れたるものが前の人に走って追いつかんには勢ひ前人より以上の急調を以て歩を転ぜざるべからず。日本の商工業の外国に比して大いに劣れるの今日、之に追いつかんには更に新たなる努力と奮闘と

を以て只管に前進せねばならぬ。

△恐るべき独逸人の勤勉

独逸が近頃非常に発達して、兎もすれば英国を凌駕せんとするの勢ひあるは、同国人上下共に日夜営々として働くからである。英人は外国に行っても自国の習慣を墨守し、三時か四時には必ず店を閉鎖するが、独人は然らず。時に応じ所に処して甚だ巧妙なる商売をやる。清国各地に於ける独逸商人の勤勉にして機敏なるは驚くべきものである。

△英商人の自重と日本商人

英人も昔はよく働いたものであるが、頃來は余り富裕になったので働きの度が少し減じたのであろう。智慧深謀にして気楽なる英人すら能く働く独逸人のためには漸く其盛名を奪はれんとする有様である。今日遙か後輩たる日本人の働きは独人よりも將た世界の何れの人種よりも多く働かねばならぬ。今日は働きの競争である。働くものは長久に栄え其然らざるものは衰ふのである」

①の「近世経済思想の変遷」は、彰廉の経済学の素養を示している。すなわち、彰廉は近世経済の世界歴史を、(1) 18世紀から19世紀前半にかけてのいかに生産の拡大をはかるかの生産時代と、(2) 19世紀後半(とりわけ1870年以降)の過剰生産物をいかに処分すべきかの消費時代にわけ、その経済思想の変遷を論じている。すなわち、(1)の18世紀の重商主義の時代には生産増加のために保護貿易主義がとられたが、フランス革命以降19世紀前半の産業革命時代になり自由貿易主義がとられるようになったこと、そして、(2)の19世紀後半の過剰生産時代には保護貿易主義が再興し、その失敗によって植民政策と資本輸出政策がとられるようになり、18世紀の保護主義と19世紀後半の保護主義とは根本において違いがあると、的確に論じている。

②の「商業教育と徳育」は彰廉の商業教育論の真骨頂を述べたもので、商業の社会的有用な役割、商人の役割を指摘し、と同時に商人が自己の利益のみを

はかり、その品性・公德に問題があったことを問題として、商業教育の使命は未来の実業家たる学生に高潔な道徳的情操を涵養することが目的であり、そのための有効な2つの方法－高尚な品性のある実業家に接触する機会を多く作ること、並びに教員が高尚なる品性を有し学生に感化すること－を論じたもので、これまた卓見であった。

③の「働くもの遂に最後の勝利を得ん、最近に於ける独逸の活躍」は、ドイツが急速に発達したのは、勤勉だからだといひ、後進国日本はもっと働かねばならぬと叱咤激励したもので、勤勉を尊ぶ彰廉の思想を述べたものである。

最後に、彰廉の市立大阪高等商業学校長時代の功績について述べておこう。卒業生明路常造（大阪高商教授、留学生第1号）が星野通編の『前掲書』で次のようにまとめている⁶⁸⁾

第1に校友会の組織（明治32年4月）。

第2に学校の創立記念日の制定（明治32年11月15日）。

第3に大阪商業学校を高等商業学校に昇格させたこと（明治34年4月11日）。

第4に外国留学の制度を作ったこと（明治40年7月）。

しかし、彰廉校長の功績はこれだけにはとどまらないだろう。さらに追加しておこう。

第5に新校舎の建設（明治44年4月27日）。

第6に加藤奨学金の設置（大正2年7月28日）。

第7に卒業生の就職の世話。

第8に生徒への温厚で清廉高潔な人格的影響ならびに堅実な教育精神（修学綱要、商業教育論）の影響。

等々である。

68) 星野通編『前掲書』289～291頁。